

令和3年度地域密着型通所介護指導事項一覧

12事業所中

番号	分類	指摘内容(文書指摘)	根拠法令	指摘数
1	勤務体制の確保	ハラスメント対策について必要な措置が講じられていませんでした。事業者の方針等の明確化、相談窓口を設ける等必要な措置を講じてください。	区条例第9号第59条の13第4項、 基準省令解釈通知第3の2の2の3(6)④	5
2	秘密保持	法人役員について、秘密保持に係る必要な措置が講じられていませんでした。退職後も含め、秘密保持に係る誓約書を作成する等の措置を講じてください。	区条例第9号第59条の20で準用する第35条第2項、 基準省令解釈通知第3の2の2の3(14)で準用する第3の1の4(26)②	2
		サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報をを用いる場合の同意を得ていない事例がありました。利用者の家族に対しても個人情報使用の同意を得てください。	区条例第9号第59条の20で準用する第35条第3項、 基準省令解釈通知第3の2の2の3(26)③	1
3	業務管理体制の整備	業務管理体制の整備に関する事項を届け出ていませんでした。業務管理体制の整備に関する事項を届け出てください。	介護保険法第115条の32第1項、第2項	3
4	給付費の算定 (入浴介助加算)	請求回数と利用実績の回数が異なる事例がありました。適切な算定となるよう介護給付費及び利用者負担分の過誤調整を行ってください。	厚労省第126号別表2の2注10、 留意事項通知第2の3の2(8)	2
5	機能訓練指導員の配置	機能訓練指導員について、一定期間配置されていなかった事例がありました。機能訓練指導員として資格を持つ職員を1以上配置し、基準を満たしてください。	区条例第9号第59条の3第1項第4号、 基準省令解釈通知第3の2の2の1(3)	1
6	生活相談員の配置	生活相談員として、必要な時間数が確保されていない日がありました。指定地域密着型通所介護の提供日ごとに、生活相談員の必要な時間数を確保できるよう配置してください。	区条例第9号第59条の3第1項第1号 基準省令解釈通知第3の2の2の1(1)③④	1
7	事故発生時の対応	報告対象となった事故が発生した際に、区への事故報告が行われていない事例がありました。区における事故報告の取扱要領を再度確認し、漏れのないように報告してください。	区条例第9号第59条の18第1項、 基準省令解釈通知第3の2の2の3(11)、 大田区「介護保険事業者等における事故発生時の報告取扱要領」	1
8	評価説明	地域密着型通所介護計画作成後に当該地域密着型通所介護計画の実施状況を把握し、その実施状況や評価について利用者又はその家族に説明していることが確認できませんでした。地域密着型通所介護計画作成後に当該地域密着型通所介護計画の実施状況を把握し、その実施状況や評価について利用者又は家族に説明を行ってください。	区条例第9号第59条の10第5項 基準省令解釈通知第3の2の2の3(3)⑤	1